

# 安全で安心な職場をつくるために

第三次産業の労働災害のうち、4日以上仕事を休まなければならない災害は、昨年3,200件を超えており、このうち、約24%の災害は、**小売業**で発生しています。

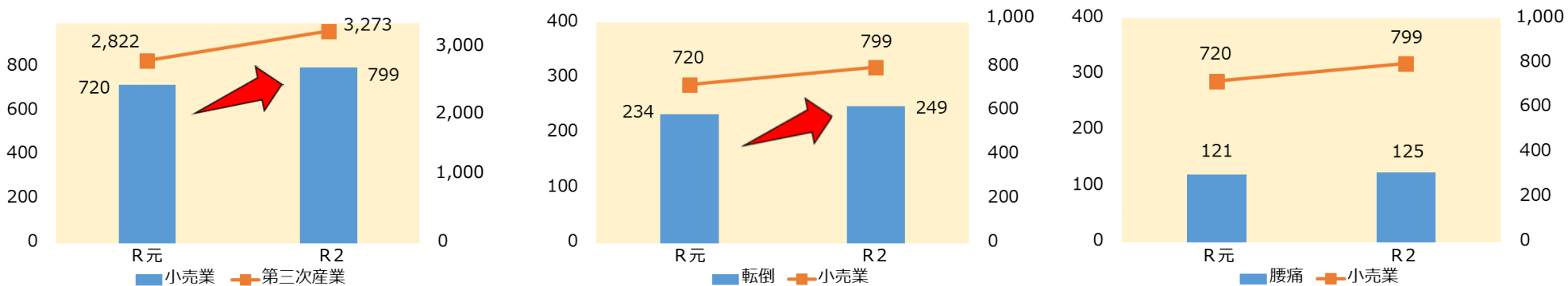
このため、福岡労働局では、小売業の各職場への**安全の担当者の配置と職場での安全活動の活性化**を促進しています。

## 小売業における安全衛生の課題

○転倒災害の防止・腰痛予防対策が**決め手**！

小売業で発生した労働災害の約3分の1が「転倒」災害。「腰痛」は増加傾向。

### 労働災害発生状況（令和2年確定値）



### 災害の傾向（令和2年）

- 「転倒」、「動作の反動・無理な動作」（腰痛）に次ぎ「墜落・転落」の順となっています。
- 事業場の規模で見ると、労働者数50人未満の事業場で535件（全体の7割近く）発生しており、中小規模事業場で多発しています。
- 年齢で見ると、50歳以上で492人と6割を占め、60歳以上の高年齢労働者では283人と3割以上を占めています。



## 労働災害が起こるとどうなるのでしょうか??

従業員にとって、安全で安心な職場をつくることは、**お客さまへのサービスの質の向上**にもなります。

一方、労働災害の原因を放置したままだと、安全で安心に作業をすることができなくて、**作業効率が低下**することもあります。

労働災害で仕事を休む人がいると、急に、代わりの人を見つけたり、シフトの変更などをしないといけなくなり、**他の人にも負担**がかかってしまいます。

## 労働災害を防ぐためにどのようなことをすればよいのでしょうか??

労働災害を防ぐためには、

- ・「職場に潜んでいる危険」などを見つける
- ・「危険な箇所」などを知らせる
- ・「脚立や台車」などの使い方を学ぶ

などの「安全活動」をします。

**安全活動は、経営者や責任者の責務であるとともに、従業員も全員参加することが重要です。**

## 安全活動をするためにはどうすればよいのでしょうか??

労働安全衛生法施行令第2条第3号に掲げる業種における安全推進者の配置等に係るガイドライン（厚生労働省労働基準局長通達）

### <安全推進者を配置しましょう>

安全活動は、「誰かがしてくれる」では、労働災害の防止に効果のある活動はできません。そこで、「**安全の担当者**」 = 「**安全推進者**」を配置しましょう。

安全活動を推進するためには**旗振り役**が必要です

### <安全推進者を配置するときのポイント>

- ◆安全推進者は、事業場ごとに**1人以上**配置します。  
（一定区域内の複数の事業場に、1人の安全推進者を配置することもできます。）
- ◆安全推進者を配置したときは、**名前を作業場に掲示**して、周知します。
- ◆事業主は、安全推進者が活動しやすいように、**必要な権限**を与えて、能力向上にも配慮します。

### <安全推進者の活動内容>

#### ①**職場環境と作業方法の改善**に関すること

例：職場内の整理整頓（4S活動）の推進、床の凹凸面の解消など職場内の危険箇所の改善、刃物や台車など道具の安全な使用に関するマニュアルの整備 など

#### ②**労働者の安全意識の啓発と安全教育**に関すること

例：朝礼などの場を活用した労働災害防止の意義の周知・啓発、荷物の運搬などの作業での安全な作業手順についての教育・研修の実施 など



- ◎ 職場の安全活動については、厚生労働省ホームページをご覧ください。福岡労働局、各労働基準監督署にお問い合わせ下さい。